

富士市文化財保存活用地域計画（案）のパブリック・コメントに対する意見及び回答

反映の結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	序章 第四次国土利用計画（富士市計画）改訂版の4つの地域について 国土利用計画では、「共生の地域」、「保全の地域」、「保全と共生の地域」、「都市活動の地域」の4つに分かれています。わかりづらいため、「富士山と古墳群」、「富士川と旧市街地」、「田子の浦と近代工業」、「富士山と都市部」など、テーマを決めたゾーン分けにしたらどうか。	ご指摘いただいた4つの地域は、第四次国土利用計画（富士市計画）改訂版において、国及び県が定める国土利用計画に基づき分類された地域です。 この4つの分類のもと、本市の多様な文化財の活用の方向性が打ち出されていることから、関連計画として連携・整合を図るために本計画に掲載しております。 なお、ご提案いただいたテーマごとのゾーン分けについては、本市の歴史文化の特徴と一致するものであり、歴史文化の特徴を活かした各種措置を実施する際の参考とさせていただきます。	今後の参考にするもの
2	序章 富士市文化財保存活用地域計画策定協議会について 富士市文化財保存活用地域計画策定協議会に、古谿荘に親しむ会のような文化財の保存・活用に取り組む団体が入っていないまま計画が策定されたことに疑問を感じる。	文化財保護法第183条の9では、文化財保存活用地域計画の作成に関して、協議会を組織することができるとされ、本市においても、市、県、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体などの多様な関係者が参画する「富士市文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、計画に関する意見聴取を実施しております。 なお、文化財の保存・活用に取り組む団体の代表として、長年本市の歴史や文化について幅広く研究に取り組みされている「駿河郷土史研究会」にも協議会に参加していただいております。	すでに盛り込み済み
3	第2章 これまでの文化財調査と文化財の概要・特徴について 重要文化財「古谿荘」が計画にあまり反映されていない。市役所内での認識や理解度が足りないのではないのか。	平成31年度の文化財保護法の改正により新たに制度化された文化財保存活用地域計画は、地域の歴史や文化的な背景から域内の多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存活用を図ることにより、地域振興や確実な文化財の継承につながるものとされています。 ご指摘いただいた「古谿荘」につきましては、国の重要文化財として、重要な価値を有しており、地域振興にも大きな役割を果たすものと理解しておりますが、この章では、本市に存在する文化財について、指定・未指定を問わず掲載し、歴史・文化の特徴を導き出すために、各種類型の文化財についてご紹介しております。	すでに盛り込み済み
4	第2章2. (2) ①記念碑写真説明（p75）について 第2章2. (2) ①記念碑写真説明（p75） 「角倉了以記念碑」と記載されているが、「角倉了以翁紀功碑」ではないか。確認と修正をお願いしたい。	「角倉了以翁紀功碑」に修正します。	反映するもの
5	第3章 4. 富士川の洪水（p94）について 富士川西岸地域の文化財の成立を考慮し、富士川西岸の河岸段丘についての特徴や、度々の氾濫により西岸が侵食されてきたことを追記してほしい。	富士川の西岸における洪水の状況についても追記します。	反映するもの
6	第4章 ワークショップのアンケート調査（p102）について 昨年行われたワークショップに参加したが、その中で出た貴重な意見や案が計画案に反映されていないと感じる。	ワークショップでは、「縦の系（富士山＜信仰の道＞、水の道）と横の系（陸の道、海の道）が紡ぐ富士市のキセキ」、「太古からの人流と物流」、「富士山の恵み」、「富士山と共に生きた富士市の輝き」といった本市の歴史文化の特徴やそこから導かれるストーリーに加え、29種にわたる取組案をお示しいただきました。 このワークショップでお示しいただいた29種の取組案については、可能な限り本計画に盛り込んでおります。	すでに盛り込み済み
7	第4章 1. (3) ワークショップ参加者を対象としたアンケートについて ワークショップの開催目的は、市内の文化財をどのように活用するか、そのアクションプランの提案であったと考えているが、それらの意見、アイデアについて、計画案に記述がありません。 それらの意見が第8章の「15のストーリー」にどのように反映しているかを明示していただきたい。	ワークショップでは、「縦の系（富士山＜信仰の道＞、水の道）と横の系（陸の道、海の道）が紡ぐ富士市のキセキ」、「太古からの人流と物流」、「富士山の恵み」、「富士山と共に生きた富士市の輝き」といった本市の歴史文化の特徴やそこから導かれるストーリーに加え、29種にわたる取組案をお示しいただきました。 この29種の取組案については、可能な限り本計画に盛り込んでおりますが、ワークショップでお示しいただいた取組案については、一覧として記載いたします。	一部反映するもの

8	<p>第5章 1. (1) 行政と市民・団体との連携体制の構築に関する現状と課題について</p> <p>計画ではワークショップでの意見として、「活動の認知度が低い」、「相互のネットワークが存在していない」の課題が指摘されたと記述されているが、これはこれまでの文化財行政が所有者と行政だけが取り組んできたことを問題としているのであって、様々な団体活動状況を指摘しているものではないと考えている。このような文化財行政の課題を団体に転嫁しているような表現は修正していただきたい。</p>	<p>計画では、地域ぐるみで文化財の保存活用に努めていくことを目的の一つとしており、ご指摘のとおり、文化財の保存活用に当たっては、地域や団体の皆様に積極的に参加していただくことが不可欠であると考えています。</p> <p>また、今回のワークショップで挙げた意見については、各々の団体の責任にあるものとは考えておらず、むしろ、これらの意見については、行政や団体同士のネットワークをさらに緊密にし、体制を強化していくための課題として捉え直しました。</p> <p>今後とも地域や各団体の皆様のご意見を聞くとともに、連携・協力しながら文化財の保存活用にあってまいります。</p>	今後の参考にするもの
9	<p>第6章 1. 各分野の文化財調査の現状と課題について</p> <p>第6章 1. (1) 表 記念物 (p112)、③記念物名勝地 (p114)</p> <p>表の記念物、名勝地の近世から現代まで「○」となっているが、本文では「詳細調査及び把握調査が必要」となっており、古谿荘と富士川についての国調査で指摘があるのみで、それ以外の調査は実施されていないと記述されている。表の記載を「△」か「×」に修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の通り、名勝地（名勝・特別名勝）のうち、近現代については、把握はしているものの、調査は十分ではないと考えられることから、「△」の表記に修正します。</p>	反映するもの
10	<p>第6章 24 戦争遺跡の文化財としての取り扱いの検討について</p> <p>戦争遺跡に対する定義の検討について、関係学会や先行研究を参考に、取組を進捗させてほしい。また、劣化の激しい戦争遺跡の現地調査を早期に実現するため、担当課だけでなく庁内各課で連携して進めてほしい。</p>	<p>本市ではこれまで、戦争に関連する遺跡について、文化財としてどのように位置づけるのかということの検討がなされてこなかったことから、まず、その検討を庁内の関係課とともに進めることを本計画に盛り込んでおります。その後、市として位置づけた戦争遺跡に関して、その全容の把握調査や個別の詳細調査を進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
11	<p>第7章 3. (1) 47: 富士川・松野地区等の文化財の活用について</p> <p>吉原地区など、他地区の事を記述する必要はなく、むしろ小休本陣常盤家の耐震補強整備により活用の幅を広げ、渡船・舟運の史料展示を検討すべきだと考える。また、取組主体が観光課となっているが、文化財担当が主となるべきではないか。修正をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の部分については、関連計画である「富士市観光基本計画」に基づき実施される措置についての記載がありますが、本市各地の歴史資源の保存・活用を通して、必要な整備や観光客等へのPRを努めていく中で、ご指摘の小休本陣常盤家の活用方法についても、所有者との協議を持ちながら、今後検討が必要なものと認識しております。なお、本取組に関しては、富士山・観光課のほか、文化振興課や関係各課と連携を取りながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
12	<p>第7章 3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置について</p> <p>古谿荘庭園調査 (P121) 及び古谿荘保存修理事業 (P124) について</p> <p>古谿荘に親しむ会は長年にわたり、古谿荘に係わりそれなりの調査・研究・特別公開などを行ってききましたので、団体として参加できるのではないか？</p>	<p>本計画に掲載している措置の「取組主体」は、それぞれの措置を実施するための主要な組織について○をつけているものであり、○がない欄の組織の参画を認めないというものではありません。</p> <p>今後も、地域の皆様をはじめ、文化財の保存・活用に関わる団体の皆様のご協力を得ながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
13	<p>第7章 3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置について</p> <p>17 古谿荘庭園調査 (p121)、31 古谿荘保存修理事業 (p124)、67 古谿荘ガイダンス施設整備 (p140) の取組主体について</p> <p>これからの文化財保存活用に地域団体の参加が重要だと言っていますが、上記取組に「古谿荘に親しむ会」の参画が認められておりません。他の多くの事業に団体の取組が記載されているのに、どのような理由で参画できないのか説明をしていただきたい。</p> <p>「ふじのくに文化財保存活用推進団体」の認定を取得している団体であります。参画できるよう取組欄を「○」に修正していただきたい。</p>	<p>本計画に掲載している措置の「取組主体」は、それぞれの措置を実施するための主要な組織について○をつけているものであり、○がない欄の組織の参画を認めないというものではありません。</p> <p>今後も、地域の皆様をはじめ、文化財の保存・活用に関わる団体の皆様のご協力を得ながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの

14	<p>第7章3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置について 17 古谿荘庭園調査（p121）、67 古谿荘ガイダンス施設整備（p140）の取組年度について 古谿荘庭園調査とガイダンス施設の取組年度を前倒ししていただきたい。</p>	<p>古谿荘については、民間の所有であることから、文化財保護法第4条3に示されているように、所有権その他の財産権を十分尊重しながら、庭園の調査やガイダンス施設の整備について、所有者・国・県と協議したうえで、取組を進めてまいります。 この協議の中で、庭園の調査やガイダンス施設の整備時期の前倒しが可能となりましたら、計画時期の変更を行います。</p>	今後の参考にするもの
15	<p>第7章3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置 17 古谿荘庭園調査（p121）の取組年度について 古谿荘庭園調査の取組年度を前倒ししていただきたい。</p>	<p>古谿荘およびその庭園等については、民間の所有であることから、文化財保護法第4条3に示されているように、所有権その他の財産権を十分尊重しながら、その手法について所有者・国・県と協議したうえで、調査を進めてまいります。 協議の中で、調査時期の前倒しが可能となりましたら、計画時期の変更を行います。</p>	今後の参考にするもの
16	<p>第7章3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置 17 古谿荘庭園調査の取組主体について 古谿荘庭園調査に対して、古谿荘に親しむ会を取組主体に加えて欲しい。</p>	<p>本計画に掲載している措置の「取組主体」は、それぞれの措置を実施するための主要な組織について○をつけているものであり、○がない欄の組織の参画を認めないというものではありません。 今後も、地域の皆様をはじめ、文化財の保存・活用に関わる団体の皆様のご協力を得ながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
17	<p>第7章3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置 67 古谿荘ガイダンス施設整備（p140）の取組年度について 古谿荘ガイダンス施設整備に対する取組年度の前倒ししていただきたい</p>	<p>古谿荘およびその庭園等については、民間の所有であることから、文化財保護法第4条3に示されているように、所有権その他の財産権を十分尊重しながら、そのあり方や運営形態について所有者・国・県と協議したうえで、ガイダンス施設の整備を進めてまいります。 協議の中で、施設の整備時期の前倒しが可能となりましたら、計画時期の変更を行います。</p>	今後の参考にするもの
18	<p>第7章3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置 67 古谿荘ガイダンス施設整備（p140）の取組主体について 古谿荘ガイダンス施設整備に対して、古谿荘に親しむ会を取組主体に加えていただきたい。</p>	<p>本計画に掲載している措置の「取組主体」は、それぞれの措置を実施するための主要な組織について○をつけているものであり、○がない欄の組織の参画を認めないというものではありません。 今後も、地域の皆様をはじめ、文化財の保存・活用に関わる団体の皆様のご協力を得ながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
19	<p>第7章 古谿荘ガイダンス 施設整備（P140）について 保存修理事業の終了後に、所有者の理解を得たうえで、公開活用施設となるガイダンス施設の整備についての検討をおこなう。とあるが、遅すぎる。今年より保存修理に対する補助事業があり並行して行うべきである。</p>	<p>古谿荘については、民間の所有であることから、文化財保護法第4条3に示されているように、所有権その他の財産権を十分尊重しながら、そのあり方や運営形態について所有者・国・県と協議したうえで、ガイダンス施設の整備を進めてまいります。 協議の中で、施設の整備時期の前倒しが可能となりましたら、計画時期の変更を行います。</p>	今後の参考にするもの
20	<p>第8章 富士市の歴史文化を表象する15のストーリー（P146）について 富士市の歴史文化の特徴に基づく15のストーリーに古谿荘を盛り込んだストーリーを設定してほしい。</p>	<p>本計画では、指定・未指定に関わらず、多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化の特徴に基づく15のストーリーを用いて一定のまとまりとして捉えています。その15のストーリーのうち、ストーリーに関連する文化財についての把握や情報発信が行われている二つのストーリー（頼朝と曾我兄弟・富士山信仰とかぐや姫）をモデル事業としております。 ご指摘のとおり、「古谿荘」は、国の重要文化財ではありませんが、ストーリーとして設定するためには、古谿荘が所在する岩淵地区に存在する多種多様な有形・無形の文化財を一定のまとまりとして捉えることが必要であり、そのためには、多様な分野からのさらなる調査・研究が必要であると考えております。 なお、こうした多様な分野からの調査・研究については、文化財の保存・活用に関わる団体の皆様のご協力を得ながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの

21	<p>第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用 この章においては、「国指定重要文化財古谿荘」の記述が全くなく、活用を考えていないのか。 市内外へのアピールを考えた時、他に例のない唯一無二というものがあってもいいのではないか。 今回、江戸・明治時代と市の西部地区を3つ目の重点テーマと保存活用区域に追加するよう要望する。</p>	<p>本計画では、指定・未指定に関わらず、多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化の特徴に基づく15のストーリーを用いて一定のまとまりとして捉えています。その15のストーリーのうち、ストーリーに関連する文化財についての把握や情報発信が行われている二つのストーリー（頼朝と曾我兄弟・富士山信仰とかぐや姫）をモデル事業としております。 ご指摘のとおり、「古谿荘」については、国の重要文化財ではありますが、ストーリーとして設定するためには、古谿荘が所在する岩淵地区に存在する多種多様な有形・無形の文化財を一定のまとまりとして捉えることが必要であり、そのためには、多様な分野からのさらなる調査・研究が必要であると考えております。 なお、こうした多様な分野からの調査・研究について、文化財の保存・活用に関わる団体の皆様のご協力を得ながら進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
22	<p>第8章1. (3) 重点ストーリー①、②について 2つのストーリーに対して意見はないが、現在の富士市の形成、発展に直結する「近世・近代」を重視すべきである。市内には現在も残る重要な文化財が集まる地域があり、そこを3つ目の重点ストーリーを検討してもらいたい。また、15のストーリーの内、古谿荘を組合わせた「縦糸と横糸の富士物語」を立案していただきたい。</p>	<p>ワークショップでお示しいただきました「縦の糸（富士山<信仰の道>、水の道）と横の糸（陸の道、海の道）が紡ぐ富士市のキセキ」のストーリーにつきましては、本計画において一つのストーリーとして設定するのではなく、お示しいただいた文化財や歴史的・文化的要素を「6文化が交わる縄文時代」、「7東海道と宿場・間の宿」、「8富士川舟運と渡船」、「13紙のまち富士」、「14富士山信仰とかぐや姫」のストーリーに分けて盛り込んでおります。これらのストーリーに関連する各種取組を進めることで、それらを統合することができないかどうかの検討を進め、統合するための環境が整えば、計画の変更や次期計画に反映することとします。</p>	今後の参考にするもの
23	<p>第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用について 重点的に取組を推進するストーリーと関連文化財群に「富士川両岸（江戸→明治→現代につながる歴史地区）」を加えてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、富士川両岸地区については、本市の中でも、豊富な文化財が存在する地域であり、様々なストーリーの設定が可能な地域の一つではありますが、活用に向けての保存修理が必要な建造物、さらなる調査が必要な歴史資料・名勝地等が存在しております。それらの保存修理や、調査を先行して実施することで、新たなストーリーの設定に役立ててまいります。</p>	今後の参考にするもの
24	<p>第8章2. (2) 文化財保存活用区域①、② 「区域設定の考え方と目的」と①～⑤の視点を読めば、「富士川両岸地区」も市内で最も魅力的な空間の地域の一つと思える。是非富士川両岸を3つ目として追加していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、富士川両岸地区については、本市の中でも、豊富な文化財が存在する地域であり、本市における文化財保存活用区域の候補の一つではありますが、活用に向けての保存修理が必要な建造物、さらなる調査が必要な歴史資料・名勝地等が存在しております。それらの保存修理や、調査を先行して実施することで、将来的な文化財保存活用区域の設定に役立ててまいります。</p>	今後の参考にするもの
25	<p>第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用について 関連文化財群の現状と課題、保存・活用の方針に対する文言修正の指摘及び検討要望と、ワークショップの意見を15のストーリーに反映させてほしい。</p>	<p>「富士山の高潮」の文言については、「駿河湾の高潮」に修正いたします。 ご指摘いただいた部分については、本計画で設定した15のストーリーにおける現状と課題、保存活用の方針を掲げておりますが、それぞれのストーリーによって保存・活用に向けた状況が異なっております。そのうち、認知度の向上が必要と考えられるストーリーについては、博物館での展示やガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で情報発信を行い、さらなる文化財の保存・活用のための環境整備に取り組んでまいります。 なお、このワークショップでお示しいただいた29種の取組案につきましては、可能な限り本計画に盛り込んでおります。</p>	一部反映するもの
26	<p>その他 文化財の保存・活用について 古谿荘に関する保存・活用について早期に実現してほしい。</p>	<p>古谿荘は、現在、保存修理事業がスタートしており、今後、所有者の所有権その他の財産権を十分尊重しながら、公開および、庭園の調査、ガイダンス施設の整備等について、所有者・国・県と協議しながら、取組を進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの

27	<p>その他文化財の保存・活用について 本市に所在する文化財や歴史・文化（富士山・古谿荘・田子の浦港・吉原宿等）を観光に積極的に活用してほしい。</p>	<p>本計画では、「富士のふもとで文化財と生きるまちを創る」という将来像の実現に向けて、市内に所在する文化財の保存・活用を計画的に進めていくことを目指しております。 この将来像を実現するためには、ご指摘いただいたような本市に所在する文化財や歴史・文化について、観光の分野から活用することも重要な視点の一つであり、文化財に関連する観光連携事業を推進することを盛り込んでおります。 なお、ご指摘いただきました古谿荘は、現在、保存修理事業がスタートしており、今後、所有者の所有権その他の財産権を十分尊重しながら、公開および、庭園の調査、ガイダンス施設の整備等について、所有者・国・県と協議しながら、取組を進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
28	<p>その他文化財の保存・活用について 渡船、高瀬舟のレプリカの展示を要望する。</p>	<p>現在、高瀬舟のレプリカについては富士川ふれあいホールのロビーにて展示するとともに、渡船のレプリカについては、富士市立博物館において収蔵しております。両レプリカともサイズが大きく、展示にあたっては十分な広さの展示スペースの確保が必要であることと、資料保存のためには屋内での展示・保管が望ましいことから、現在、市有施設において、2艘まとめて展示することは困難ですが、ご指摘のような将来的な保存・活用に向けて、その展示場所や展示手法について研究を進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
29	<p>その他文化財の保存・活用について 野間農園または隣接地を購入・借用して駐車場を整備していただきたい。</p>	<p>現在、民地である野間農園またはその隣接地を購入あるいは借用して駐車場として整備する計画はありません。</p>	反映できないもの
30	<p>その他文化財の保存・活用について 吉永北地区にある猿棚の滝、巖谷小波氏の句碑、鵜無ヶ淵出身の戦没者の顕彰碑、歴史を物語るこれらを文化財として周辺整備、保存、継承をお願いしたい。巖谷小波氏の句碑の保存・活用を要望する。</p>	<p>本計画では、ご指摘いただいた巖谷小波氏の句碑をはじめとする石造物や、それらにまつわる偉人・先人の足跡についても、本市の貴重な文化財として、将来にわたって保存・活用することを目指しております。 こうした文化財を保存・活用していくにあたっては、行政のみならず、それらが所在する地域の皆様のご理解・ご協力が必要不可欠であり、今後、その保存・活用の方針について、地域の皆様や文化財の保存・活用に関係する団体の皆様のご意見をお聞きしながら研究を進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの
31	<p>その他文化財の保存・活用について 寄贈された三輪消防自動車の保存・活用を要望する。</p>	<p>ご指摘の通り、本市に寄贈された三輪消防自動車は、作動可能な状態にまで復元され、現在は富士見台分署の屋外駐車場において保管されております。 こうした消防車両についても、まちの防災を担ってきた存在として地域の歴史や文化を語る要素の一つといえることから、消防団・消防本部等の関係機関とともに、その保存・活用の方針について研究を進めてまいります。</p>	今後の参考にするもの